

【講演レポート】 JIPDEC セミナー「電子帳簿保存法改正とインボイス制度開始～企業の対応と電子化のポイント～」

いただいた主な質問と回答

電子帳簿保存法について

・制度について

Q：経理事務職として関わる改定後のポイントを教えてください。

A：インボイス制度の対応は売り手（インボイス発行側）の検討と、買い手（インボイス受領側）の検討の両面からの対応が必要となります。

①売り手の検討

- ・インボイスとする書類の特定とインボイスの作成（項目・税額計算方法等）
- ・インボイスの発行方法（書面 OR データ）
- ・返還インボイスの発行
- ・インボイス発行控えの保存
- ・仮受消費税の会計処理方法（割戻しか積上げか）

②買い手の検討

- ・帳簿の所要事項の記載と保存
- ・インボイスの受領と保存
- ・仮払消費税の会計処理方法（積上げか割戻しか）
- ・インボイス処理のデータ処理（電子化）の検討（DX化）

・保存（期間）について

Q：電帳法の電子取引の保存に関して、社員が個々に取引情報を保持している場合、その社員が保存環境に電子取引書類を漏れなく保存することができない可能性があります。社内規則や罰則等も含めて、どう対応すべきでしょうか？

A：社内で行われている電子取引について把握しておく必要があります。

保存においては社員が個人別に保存することのないように、保存のルールを策定する必要があります。

Q：大量の FAX 受注に対する電子保存義務について、効率化策があればご教示ください。印刷して紙保存することも可能でしょうか。

A：FAX はデータで保存ができないような機器を利用している場合には書面による保存が可能です。

データで保存できる FAX 機器を利用する場合にはデータ保存の検討を行います。

Q：改正電子帳簿保存法について、電子取引データの保存期間は7年間とありましたが、その電子取引を利用した際の操作ログ（電子取引システムを利用した記録）も同様な期間の保存が必要ですか？

A：保存すべき電子取引データは、取引先との間で授受が行われたデータが保存対象となります。操作ログは保存対象とはなりません、必要に応じ保存の検討をしてください。保存においては電帳法の対応は必要ありません。

Q：スキャナ保存でデータ保存する場合のファイル名称を悩んでいます。索引簿との相互関連付けをするうえで、納品書のファイル名を「納品日 (YYYYMMDD)」だけで保存することは問題でしょうか？

A：納品書のスキャナ保存では、仕分けではなく請求書に関連付けすることが必要と思われます。該当する納品書が特定できるようにユニークとなるファイル名や属性についてご検討ください。

Q：データのデジタル化（紙保管ではない）を他企業のクラウドに送る場合、外部委託先が利用しているクラウドのデータの流れ・セキュリティ情報等をどこまで追求することが望ましいでしょうか？

A：国税関係帳簿書類をデータで保存する場合、電子取引データを保存する場合には、保存期間中は電帳法の各規定を遵守した保存が必要です。保存を委託する場合には、電帳法の保存要件の対応ができていないこと、保存期間中のデータ保存の安全性が確保されていることなどを検討する必要があります。

また、保存期間の途中でサービスを切り替える場合の検討をしておくことが望ましいと考えます。

Q：電子取引の結果が電子保存できていなかった場合、どうなりますか？

A：実際には電子で来たか、紙で来たかがわからないということがありえます。

Q：各社から見積書が来て、そのうち一つを採用したとします。これらの見積書はどこまで保存すればいいでしょうか？

A：採用しなかった見積書を含めて、全ての見積書を保存する必要があります。

Q：見積書は注文に至らないものも含めて、お客様に発行したものはすべて保存しなければならないのでしょうか？

A：ご質問のケースは見積書控えと思いますが、見積書はその書類の性質上取引に至らない段階の書類となります。取引の成立如何を問わずすべて保存が必要な書類となります。

Q：さまざまな媒体方法で国税関係書類をやり取りすると、少額の納品書、請求書、注文書、請書の保存が、一般的には相当の手間と管理の手間がかかる問題が発生しますが、どう対応すればよいでしょうか？

A：可能な限り、取引相手との取引書類は、訂正削除のできないシステムで授受を行い保存するのが最善ですが、メールや FAX など発行と受領を行い、大量の書類を電子データで保存するのが大変だということだと理解すると、請求書などは月末に複数の納品分を合算して合算請求書などでまとめていくという工夫も検討することをお勧めします。

Q：JIIMA が承認していないソフトを導入した場合のデメリットはありますか？

A：JIIMA 認証は、ベンダの任意の申請に基づいて行われる制度です。JIIMA 認証を受けてない製品等を利用する場合には、ユーザ自ら電帳法の対応可否について検討をする必要があります。

#### ・電子取引データについて

Q：電子取引データには、操作ログは含まれないという理解でまちがいないでしょうか？

A：操作ログを取引先間で授受しない限り電子取引には該当しないと思われます。

## インボイス制度について

### ・制度について

Q：インボイス制度について、国税庁 Q&A 問 92 の例で、立替を受ける A 社に対して発行する「立替金精算書」は、仕入先 C 社の適格請求書等を添付することで、現在と同様の書式のまま変更する必要はない（インボイス対応なしの一般的な様式）、という認識でよいでしょうか。

A：立替金精算書により仕入税額控除を行う場合には、原則として立替金精算書にインボイスを添付して交付することが必要です。大量であるなどの理由によりインボイスを添付しない場合には、仕入税額控除をする事業者側では、立替金精算書の保存をもって適格請求書の保存があるものとして取り扱われるため、立替えた支払先が登録事業者であるかどうか、また、登録番号や適用税率ごとに区分し消費税額を記載し、仕入税額控除の可否や税額控除できる消費税額を明確に立替金精算書に記載しなければなりません。

現在使用している立替金精算書がこれらの事項を充足しているかどうかを検討する必要があります。

Q：インボイス制度のユーザーメリットをどう考えて作ったのか、要点を教えてください。

A：インボイス制度は、消費者が負担した消費税を確実に納税できるように考えられた仕組みです。納税者の事務負担を軽減するために考えられている制度ではありません。

Q：入札参加資格申請においてもインボイスの発行を求める自治体が増えてきました。インボイスを発行しないと自治体のみならず取引ができないケースが増えてくるのでしょうか？ 現在と比較してメリット・デメリットが知りたいです。

A：国や地方において入札参加者の参加資格の判定においては、法律に基づいて手続きや登録がされているかを判定する必要があります。免税事業者は法律に基づいて納税義務を免除されているため、インボイス発行事業者の登録をしていないことを理由に参加資格をはく奪されることはありません。

Q：中小企業の社内で電帳法やインボイス電子化対応を牽引する役割は、情報システム部門、経理、総務営業等、誰が中心となって進めるのが良いのでしょうか？

A：ほとんどの会社は経理が主体となって検討をしていますが、経理だけでは対応できませんので全社で検討できる体制は必要です。

### 個人事業主としての対応について

Q：個人事業主としての必須の対応は何でしょうか？

A：消費税の納税義務を免除されている小規模事業者が強制的にインボイス発行事業者の登録を行うこととなるわけではありませんが、社会情勢を勘案し、インボイス発行事業者を選択するかどうかを検討してください。免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合、簡易な申告（2割特例）が向こう3年間は可能となります。

Q：個人事業主が最低やるべきことは何ですか？ 手順を教えてください。

A：個人事業主か法人かは問わず、免税事業者の場合には取引先との取引金額を交渉する必要があるれば対応が必要となります。インボイス発行事業者として登録する可否や、登録後の会計処理方法等については、顧問税理士に相談してください。

### 検索方法について

Q：取引先が適格請求書発行事業者かどうかを自動的に検索する術はないでしょうか。また、社名で検索するには、かなり無理があると思いますが、何か対応方法がありますか？

A：インボイス発行事業者の登録簿情報は、システムで登録の確認ができるように、DB 連携の WEB-API の仕様が公開されています。システムによっては登録番号情報から登録確認を行い、税区分を自動で付与するシステムもありますので、このような機能があるシステムであれば適正な消費税処理が可能となります。

### 官公庁対応について

Q：官公庁（自治体）も電子インボイスで受け取ってもらえますか。

A：会計検査院は証拠書類のデジタル化を進めています。ほとんどの自治体で電子インボイスを受領すると思われていますが、詳しくはご確認をお願いします。

### その他

Q：電子帳簿保存法改正とインボイス制度に対応したクラウドサービスもご紹介ください。

A：NSSOL が提供している CONTRCATHUB では、取引先と授受した取引書類すべてを長期に保存・検索ができ、電子帳簿保存法の要件を満たすことができます。また、請求書を適格請求書の形式で作成し、PDF+CSV (EXCEL) のセットで授受することができます。

本内容は、2023年7月20日に開催された JIPDEC セミナー「電子帳簿保存法改正とインボイス制度開始～企業の対応と電子化のポイント～」において、ご参加の方々からいただいた主な質問と回答をとりまとめたものです。